

平成25年 定期監査結果の報告について

監査委員は、全ての県機関589箇所（本庁機関215箇所及び出先機関374箇所）について、平成25年1月から同年9月までに定期監査を実施しました。

今回初めて、平成25年定期監査結果の全体をまとめた報告書を作成し、10月11日に、議会、知事等に提出しました。

また、この報告書には、地方自治法第199条第10項の規定に基づく県の組織及び運営の合理化に資するための意見を添えています。

報告書の概要は次のとおりです。

（出先機関374箇所のうち、4月までに実施した127箇所の監査結果については、平成25年7月2日に既に記者発表済みです。）

1 定期監査実施の概要

監査を実施した589箇所のうち81箇所で、93件の不適切事項、6件の要改善事項が認められました。

< 不適切事項の項目別内訳 >

項 目	件 数
契 約	21
財 産	19
庶 務	19
収 入	11
支 出	9
予算の執行	6
補 助 金	4
そ の 他	4
計	93

「不適切事項」とは、法令に違反している、事務処理が適切を欠いているなどとして指摘したものをいい、「要改善事項」とは、事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要と認められたものなどをいいます。

なお、監査結果の報告を受けた知事等は、報告を受けた日から3箇月以内に、監査委員に対して措置の状況を報告することになっています。

< 局等別内訳 >

局等	対象箇所数 箇所	不適切事項		要改善事項	
		箇所数 箇所	件数 件	箇所数 箇所	件数 件
教育委員会	204	17	19	0	0
保健福祉局	43	12	14	(1)	1
県民局	24	11	11	(1)	1
環境農政局	32	8	11	1	1
県土整備局	38	7	9	2	2
企業庁	29	4	6	1	1
総務局	34	6	6	0	0
安全防災局	9	5	6	0	0
政策局	21 [4]	3 [3]	5 [5]	0	0
産業労働局	29	2	4	0	0
公安委員会	110	2	2	0	0
議会局	4	0	0	0	0
会計局	3	0	0	0	0
各委員会等	9	0	0	0	0
計	589	77	93	4	6

注：政策局の[]は、地域県政総合センターで内数
要改善事項の箇所数について、不適切事項と重複する箇所は()で表記

2 主な不適切事項

不適切事項 9 3 件のうち、主なものは次の15件です。

(1) 県に5万円以上の実損を与えたもの

普通財産の貸付けに伴う貸付料及び行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の徴収について、平成24年2月2日付け施設財産部長通知により、貸付期間又は使用期間が平成24年9月1日をまたぐ場合には、8月31日までの貸付料又は使用料を改定前の台帳価格で徴収し、9月1日からの貸付料又は使用料を改定後の台帳価格で徴収することと定められている。

ア 普通財産の貸付料の徴収に当たり、9月1日からの貸付料を、改定後の台帳価格を基に算出した1年分の貸付料から徴収済みの貸付料を差し引いた額で算定したため、1件、808,141円が徴収不足であった。

(県民局広報県民課)

イ 行政財産の使用料の徴収に当たり、9月1日からの使用料を、改定後の台帳価格を基に算出した1年分の使用料から徴収済みの使用料を差し引いた額で算定したため、5件、123,254円が徴収不足であった。

(環境農政局農業技術センター畜産技術所)

ウ 行政財産の使用料の徴収に当たり、改定後の台帳価格で1年分の使用料を算定したため、3件、82,254円が徴収不足であった。

(産業労働局産業技術センター)

院内保育事業運営費補助金の交付に当たり、要綱上、2つの加算措置を重複して適用できないことが定められているにもかかわらず、重複するなどの補助金交付申請書の積算誤りに気付かなかつたため、3件、809,000円を過大に交付していた。

(保健福祉局保健人材課)

非常勤生活指導員の雇用に当たり、基本報酬額の決定に際し適用すべき経験年数の区分を誤つたため、12件、189,300円を過大に支給していた。

(保健福祉局さがみ緑風園)

概算数量で設計していた配水池等構内の除草、剪定等に係る工事請負契約の変更により、草や枝等の処分量が当初の想定より少なかったため、実績に基づき設計変更を行ったところ、転記ミスから実績よりも多い数値で積算していた。また、配水管を布設する工事の変更契約においても設計金額の積算誤りがあり、合わせて2件の契約額が70,350円過大となっていた。

(企業庁鎌倉水道営業所)

通勤手当の認定に当たり、バス定期乗車券の乗り継ぎ割引を適用しなかったため、平成22年度から6箇月当たり20,520円を過大に支給していた。

(教育委員会平塚ろう学校)

(すでに記者発表済みのもの)

光熱水費等の立替収入に当たり、空調設備の保守経費について面積案分により負担額を算出することになっているにもかかわらず、これを失念したため、徴収金額が91,558円不足していた。

(県民局県北地域児童相談所)

(2) 同一の法律・規則（政省令、条例を含む。）違反が3件以上あったもの

未熟児養育費負担金等の督促状の発行に当たり、督促状に記載する指定期限は、神奈川県財務規則により、督促状を発行する日から起算して10日を経過した日と定められており、また、10日を経過した日が金融機関の休日に当たらないよう督促状を発行する取扱いであるにもかかわらず、指定期限を所定より早期に設定しているもの、指定期限までの日数を踏まえた適切な日に督促状を発行していないものが5件あった。

（保健福祉局小田原保健福祉事務所）

日々雇用職員の雇用に当たり、労働基準法に基づく労働条件を明示した雇用条件通知書を交付していないものが6件あった。

（県土整備局都市公園課）

日々雇用職員の雇用に当たり、労働基準法に基づく労働条件を明示した雇用条件通知書を交付していないものが7件あった。

（県土整備局道路整備課）

契約書の作成が省略されている指導書購入代等の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないにもかかわらず、支払期限を過ぎているものが7件あった。

（教育委員会鶴見総合高等学校）

（すでに記者発表済みのもの）

個人事業者である不動産鑑定士に委託した土地評価算定業務の対価の支払に当たり、所得税法に基づく源泉徴収を行わずに支払っているものが3件あった。

（県土整備局県西土木事務所）

(3) その他事務処理の遅延が著しいもの

児童保護措置費自己負担金の債権管理に当たり、消滅時効の完成日からすでに3年以上が経過しているにもかかわらず、時効の完成日を誤認していたため、不納欠損の事務処理が行われていなかった。

（県民局子ども家庭課）

教育委員会関係職員に被服を貸与するに当たり、貸与の時期及び着用期間が、教育委員会関係職員被服貸与規程及び平成24年度教育委員会関係職員被服貸与事務処理要領により、夏服は6月期（6月1日から9月30日まで）、冬服は10月期（10月1日から翌5月31日まで）と定められているにもかかわらず、被服の発注が遅れたため、夏服の納品は平成24年11月下旬、冬服の納品は25年3月中旬になり、夏服においては着用期間を過ぎているものであった。

（教育委員会教育局厚生課）

3 複数の機関で認められた不適切事項

複数の機関（3箇所以上）で認められた特徴的な不適切事項は次のとおりです。

契約事務において、地方自治法により、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合、当事者双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないと定められているにもかかわらず、速やかに契約書を作成していないものがあった。
この不適切な取扱いは、法令の理解を欠くものであり、適正な事務の取扱いについて周知徹底を図る必要がある。（3箇所）

契約事務において、産業廃棄物処理委託契約の締結に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令又は同施行規則で定められた事項を契約書に明記していないものがあった。
この不適切な取扱いは、法令の理解を欠くものであり、適正な事務の取扱いについて周知徹底を図る必要がある。（3箇所）

財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可が著しく遅れているもの、県有財産台帳価格の改定に伴う行政財産の目的外使用許可又は普通財産の貸付けの変更に当たり、使用料又は貸付料の算定を誤って許可又は貸付けをしているものがあった。

この不適切な取扱いは、関係諸規定の理解を欠くものであり、適正な事務の取扱いについて周知徹底を図る必要がある。(8箇所)

庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費が支給されていないものがあった。

この不適切な取扱いは、手続の認識を欠くものであり、事務が適正に行われるよう確認体制を強化する必要がある。(8箇所)

庶務事務において、特殊勤務手当や時間外勤務手当など、所要の手当が支給されていないものがあった。

この不適切な取扱いは、勤務実態の把握が不十分であったものであり、事務が適正に行われるよう確認体制を強化する必要がある。(4箇所)

支出事務において、公共料金等の支払に当たり、支払期限を過ぎて支払ったため、遅延利息が発生しているものがあった。

この不適切な取扱いは、進行管理が不十分であったものであり、事務が適正に行われるよう確認体制を強化する必要がある。(5箇所)

4 要改善事項

改善又は見直しが必要と認められた6件の内容は次のとおりです。

県民ホールほか3施設の指定管理に係る協定における管理物品の取扱いについて、平成23年4月の神奈川県財務規則の改正(備品の対象を2万円以上から5万円以上に)を踏まえた内容に改善する必要がある。

(県民局文化課)

ホームページ「かながわの環境」のバナー広告掲載に係る契約において、ホームページ「かながわの環境」広告掲載要領の定めにより、広告掲載料は前納としているが、広告掲載による収入増加を図る観点から、前納に限定しない方向で同要領を見直す必要がある。

(環境農政局環境計画課)

院内保育事業運営費補助金に係る交付額の算出基礎の一つである調整率について、その計算が適正に行われているかの検証が不十分であるため、申請書類等において計算過程を明らかにすることを補助事業者に対して求めるなど、必要な検証が可能となるよう審査手続を見直す必要がある。

(保健福祉局保健人材課)

各土木事務所が執行する庁用自動車運行管理委託契約において、土木事務所職員が委託対象車両を自ら運転した場合の燃料代について、より効率的な執行方法に改善して周知する必要がある。

(県土整備局県土整備経理課)

相模川流域下水道処理場等所在地負担金の執行において、交付申請に係る事務処理が取扱要領と合っていないことから、実態に合うよう取扱要領の見直しを検討されたい。

(県土整備局下水道課)

量水器点検等業務委託において、履行開始時から円滑に業務が履行されるよう、新規受託者との間で当該業務を実施するための事前研修への参加を目的とする準備業務委託契約を別途締結しているが、競争の公平性及び経済性を考慮して、量水器点検等業務委託契約の委託業務に準備業務を含めるよう見直しが必要である。また、業務履行に問題があった場合に、契約金額を減額するサービスレベルアグリーメント条項を設定することも検討されたい。

(企業庁企業局経営課)

5 県の組織及び運営の合理化に資するための意見

意見の内容は次のとおりです。

(1) 債権管理の適正化について

回収見込みのない私債権の管理に関し、組織及び運営の合理化が図られるよう、破産等の法的処理が既に終了しているなど将来にわたり回収の見込みのないものについては、時効の到来を待たずに適切な時期に不納欠損処分が円滑に行われるための方策を検討することが望まれる。

(総務局総務室)

(2) 県有財産の処分について

用途廃止に伴う財産の処分に関し、組織及び運営の合理化が図られるよう、用途廃止完了前から利活用の検討を開始するなど、庁内での連携を強化し、不用となった県有財産については早期売却により一層努められたい。なお、既に用途廃止しているものにあっては、防犯上の懸念が早期に解消されるよう、未利用期間長期化の一因となっている権利関係の整理について、財産管理者等への積極的なサポートが望まれる。

(総務局財産経営課)

(3) 県民が使いやすいホームページについて

ホームページによる情報発信に関し、組織及び運営の合理化が図られるよう、リアルタイムで正確な情報の発信を常に心掛けるとともに、関連するページ相互でリンクを張るなど部局横断的な取組(クロスファンクション)により、利用しやすいホームページを作成することが望まれる。

(県民局広報県民課)

(4) 東日本大震災を踏まえた災害対策について

地震災害時における体制に関し、組織及び運営の合理化が図られるよう、現実に即した実効性ある対策を早急に検討することが望まれる。

(警察本部)

詳細は、別添「平成25年定期監査結果報告書」のとおり。

(問い合わせ先)

神奈川県監査事務局総務課

課長 新井 電話 045-210-8460

副課長 大庭 電話 045-210-8461